

資料編

県立神奈川近代文学館／公益財団法人神奈川文学振興会

沿 革

- 1979年(昭和54)11月 神奈川近代文学館第1回「建設準備懇談会」開催
- 1980年(昭和55)4月 神奈川県県民部文化室において神奈川近代文学館建設準備に着手
- 1982年(昭和57)1月 財団法人神奈川文学振興会設立発起人会開催
4月 財団法人神奈川文学振興会設立許可
第1回理事会開催
6月 第1回評議員会開催
8月 神奈川近代文学館建築工事に着手
- 1984年(昭和59)3月 神奈川県立神奈川近代文学館条例制定公布
建築工事竣工、文学振興会事務局文学館へ移転
4月 神奈川近代文学館事務局発足
6月 貸会議室の使用開始
10月 展示室、閲覧室の開設により全面開館
- 1992年(平成4)11月 増改築工事に着手
- 1994年(平成6)3月 増改築工事竣工
神奈川県立神奈川近代文学館条例一部改正4月施行
県の神奈川近代文学館事務局解消
4月 神奈川近代文学館の運営、神奈川文学振興会に全面委託
10月 展示の一般公開により全面再開館
- 2005年(平成17)3月 指定管理者制度導入に伴う神奈川近代文学館条例改正4月施行
- 2006年(平成18)4月 第1期指定管理者として神奈川近代文学館の運営開始(～2011.3)
- 2011年(平成23)4月 公益財団法人神奈川文学振興会に移行
第2期指定管理者として神奈川近代文学館の運営開始(～2016.3)
6月 新法人による第1回理事会(通算第69回)開催
新法人による第1回評議員会(通算第61回)開催
- 2014年(平成26)10月 開館から30年を迎える。記念行事等を開催。

公益財団法人神奈川文学振興会の概要

1 目的

神奈川県にゆかりのある近代文学に関する各種資料及び児童文学に関する各種資料を収集し、及び保存して、文学関係者及び神奈川県民の利用に供することにより、文学の振興と文化の発展に寄与することを目的とする。

2 事業

- (1) 文学資料の収集、整理、保存、公開及び文学資料に関する調査研究
- (2) 文学の振興と文化の発展に寄与するための展覧会、講演会、講座、朗読会等の開催
- (3) 文学資料、研究成果に関する各種刊行物及び展示解説図録等の編集及び発行、頒布
- (4) 文学館など文化施設等の管理運営
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

3 役員等

- (1) 理事 8人以上11人以内(理事長(代表理事)1人を含む)
文学者、文学研究者、学識経験者等で、評議員会で選任された者
- (2) 監事 1人以上3人以内
- (3) 評議員 12人以上17人以内
文学者、文学研究者、県内文芸団体代表者、学識経験者等で、評議員会で選任された者

4 基本財産

110,000千円(内53,000千円県出資、57,000千円財団出資)

5 設立年月日

(名称変更による新法人設立)2011年(平成23)4月1日
(旧法人設立)1982年(昭和57)4月1日

6 設立者

(新法人設立)代表理事 紀田 順一郎(本名:佐藤 俊)
(旧法人設立)神奈川県知事 長洲 一二

財団法人（現・公益財団法人）神奈川文学振興会設立の趣意

神奈川の地名は遠く「古事記」「万葉集」などの古典に見られますが、鎌倉時代以降神奈川はわが国の歴史上きわめて大きな役割を果し、文化の領域でも数々のすぐれた遺産がのこされています。

特に嘉永6年（1853年）のペリー来航以後は、新しい日本の思想・芸術などの一中心となり、日本の近代・現代文化の発展に寄与してきました。

中でも文学の分野では、すぐれた詩人・作家をはじめ、様々なジャンルにおいて、秀でた仕事をのこした文学者が神奈川から出ています。また神奈川に住んで活躍した多くの文学者がいます。

これらの文学者の原稿・創作ノート・日記・書簡・筆墨・遺品などの一部分は、日本近代文学館や県下の幾つかの図書館・記念館などに大切に収蔵されているものの、なお多くの貴重な関係資料がいたるところに散在し、埋れたままになっています。

神奈川県は、このような文化遺産を散逸から守り、県民の共有財産として収集整備し、広く県民の利用に供するため、財団法人日本近代文学館をはじめ、多数の文学者の協力を受け、また広く県民の支援を得て、県立神奈川近代文学館を設置することになりました。

この文学館では、神奈川にゆかりの深い各種の近代文学資料をはじめ、他のジャンルに比して整備のいちじるしく遅れている児童文学の諸文献などを収集保存し、広く展覧に供します。

また文学館を拠点として、講演会や講座の開催、出版などの事業を行い、県民の文学に対する理解と関心を高め、个性的で文化の香り豊かな神奈川を創造してゆく活動の場として機能することができれば、極めて意義の深いものになると考えます。しかし、この文学館をより効果的に運営し、文学愛好者はもとより、広く県民に活用され、親しまれるものとするためには、文学関係者がすすんでその運営に参画することが必要であります。

そこで、これらの事業を推進し、もって県民文化の振興と日本文化の発展に寄与することを目的としてここに財団法人神奈川文学振興会を設立するものです。

1982年1月25日

設立発起人 井上靖
尾崎一雄
小田切進
中村光夫
長洲一二

神奈川県立神奈川近代文学館条例

昭和59年3月31日
神奈川条例第3号

最終改正 平成26年3月25日条例第7号
(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立神奈川近代文学館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。
(設置)

第2条 近代文学に係る図書及びその著者の遺品等（以下「近代文学資料」という。）を収集し、整理保存し、及び展示し、並びに近代文学に係る図書を閲覧に供するとともに、併せて県民に文化活動の場を提供するため、神奈川県立神奈川近代文学館（以下「文学館」という。）を横浜市中区山手町110番地に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 文学館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 文学館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 文学館の利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- (3) 近代文学資料の収集その他の文学館の事業の実施に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれらに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により文学館の指定管理者として最も適切であると認めたる者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 安定した経営基盤を有していること。
- (5) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するため必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

第6条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を

定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
 - 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(休館日)

第9条 文学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 月曜日
 - 12月28日から翌年の1月4日までの日
- 2 前項に規定する休館日のほか閲覧室にあつては、次に掲げる日を休館日とする。
- 毎月末日
 - 2月1日から同月10日までの日
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第10条 文学館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、ホール、中会議室、小会議室及び和室の開館時間にあつては午前9時30分から午後9時まで、火曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の閲覧室の開館時間にあつては午前9時30分から午後6時30分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第11条 別表第1に掲げる文学館の施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用をさせることが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を与えないことができる。
- 文学館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
 - 施設等を損傷するおそれがあるとき。
 - その他文学館の管理上支障があるとき。

(利用料金の納付)

第12条 前条第1項の規定により文学館の施設の利用の承認を受けた者及び文学館の展示室に展示している近代文学資料を観覧しようとする者は、その利用及び観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 前項の利用料金は、前納とする。
- 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により還付するのを適当と認めるときは、この限りでない。

(近代文学資料の特別な利用)

第15条 近代文学資料を学術研究等のために特別な利用をしようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(入館の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、文学館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- その他文学館の管理上支障があると認められる者

(利用承認の取消し等)

第17条 指定管理者は、第11条第1項の承認を与えた後に、当該承認に係る利用をさせることが同条第2項各号のいずれかに該当するに至つたと認めるとき又は指定管理者が必要と認めるときは、同条第1項の承認を取り消し、又は施設の利用を中止させることができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

(中略)

附則

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- この条例の施行の際現に改正前の第11条の規定により管理の委託をしている神奈川県立神奈川近代文学館の管理の委託及び開館時間については、平成18年9月1日(同日前に改正後の第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。)までの間は、なお従前の例による。
 - 神奈川県立神奈川近代文学館の休館日については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。
 - 改正前の第3条から第10条までの規定は、附則第2項の規定により管理を委託する間は、なおその効力を有する。
 - 指定等の日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第4条、第8条、第9条及び第10条の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ改正後の第11条、第15条、第16条及び第17条の規定によりされた処分又は手続とみなす。
- (中略)

附則(平成21年12月28日条例第98号)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定は、平成23年4月1日以後の神奈川県立神奈川近代文学館の展示室に展示している近代文学資料の観覧(以下単に「観覧」という。)に係る神奈川県立神奈川近代文学館条例第12条第2項の規定に基づく利用料金の承認について適用し、同日前の観覧に係る同項の規定に基づく利用料金の承認については、なお従前の例による。

附則(平成26年3月25日条例第7号)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。(以下略)

別表第1(第11条、第12条関係)

施設利用料金の上限額

	平 日		日曜日、土曜日及び休日	
	午前9時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
ホ ー ル	1時間につき 2,010円	1時間につき 2,480円	1時間につき 2,480円	1時間につき 3,080円
中 会 議 室	同 940円	同 1,190円	同 1,190円	同 1,540円
小 会 議 室	同 410円	同 530円	同 530円	同 650円
和 室	同 530円	同 650円	同 650円	同 940円

備考 利用時間が1時間に満たないとき又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

別表第2(第12条関係)

観覧利用料金の上限額

区 分	常 設 展		特 別 展
	個 人	20人以上の団体	
20歳以上65歳未満の者 (学生及び高校生を除く。)	1人につき 260円	1人につき 160円	1人につき 1,000円
20歳未満の者(高校生を除く。) 学生(65歳以上の者を除く。)	同 160円	同 110円	
65歳以上の者 高校生	同 110円	同 110円	

- 備考1 学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校並びに法第134条第1項に規定する各種学校在学する者をいう。
- 2 高校生とは、法第1条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程並びにこれらに準ずる教育施設に在学する者をいう。
- 3 学齢に達しない者並びに法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校及びこれらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。

神奈川県立神奈川近代文学館条例施行規則

昭和59年5月25日

神奈川県規則第61号

最終改正　平成18年6月30日規則第90号

(指定管理者指定申請書)

第1条　神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立神奈川近代文学館指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

(指定管理者の公募の公告)

第2条　知事は、指定管理者を公募するときは、神奈川県公報に次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- 指定管理者の指定の基準
- 申請書の受付期間及び受付場所
- 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- その他必要な事項

(指定管理者の指定の基準)

第3条　条例第5条第6号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 必要な人材を確保することができることと認められること。
- 近代文学に係る図書及びその著者の遺品等（以下「近代文学資料」という。）を収集し、整理保存し、及び展示し、並びに近代文学に係る図書を閲覧に供するとともに、併せて県民に文化活動の場を提供するための施設としての神奈川県立神奈川近代文学館（以下「文学館」という。）の役割を適切に担えること。

(ホール等の利用の申込み)

第4条　条例第11条第1項の規定によりホール、中会議室、小会議室及び和室の利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日の6箇月前の日の属する月の初日から3日前までに指定管理者に申し込まなければならない。ただし、指定管理者が文学館の管理上特に支障がないと認めるときは、当該期間後であつても申し込むことができる。

(利用者が守るべき事項)

第5条　文学館を利用する者は、文学館においては次に掲げる事項を守らなければならない。

- 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- 展示物、付属設備等を文学館外に持ち出さないこと。
- 定められた場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 許可なく寄付金の募集、物品の販売等を行わないこと。
- 係員の指示に従うこと。

(利用料金の承認の申請)

第6条　指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

(特別な利用の申込み)

第7条　条例第15条の規定により近代文学資料の特別な利用をしようとする者は、利用しようとする近代文学資料の名称並びに利用の目的及び方法を記載した申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(近代文学資料の寄贈及び寄託)

第8条　知事は、近代文学資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2　寄託を受けた近代文学資料の管理については、県の所有する近代文学資料に準じて行う。

(中略)

附則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 改正前の第3条から第14条まで及び第16条の規定は、平成18年9月1日（同日前に神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第34号）による改正後の神奈川県立神奈川近代文学館条例（昭和59年神奈川県条例第3号）第5条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附則（平成18年6月30日規則第90号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第4条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

公益財団法人神奈川文学振興会定款

第1章　総則

(名称)

第1条　この法人は、公益財団法人神奈川文学振興会という。(事務所)

第2条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。2　この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条　この法人は、神奈川県にゆかりのある近代文学に関する各種資料及び児童文学に関する各種資料を収集、保存して、神奈川県民及び文学関係者の利用に供することにより、文学の振興と文化の発展に寄与することを目的とする。(公益目的事業)

第4条　この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- 文学資料の収集、整理、保存、公開及び文学資料に関する調査研究
- 文学の振興と文化の発展に寄与するための展覧会、講演会、講座、朗読会等の開催
- 文学資料、研究成果に関する各種刊行物及び展示解説図録等の編集及び発行、頒布
- 文学館など文化施設等の管理運営
- その他目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業については、神奈川県において行うものとする。(その他の事業)

第5条　この法人は、前条に定める公益事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- 文学館ホール及び会議室の管理運営
- 著作権等の管理
- 類似団体との共同事業の協力、推進及びその実施
- 支援組織及び会員組織等との連携や運営
- その他前各号に定める事業に関連する事業

(規程)

第6条　この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章　財産及び会計

(事業年度)

第7条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の種別)

第8条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2　基本財産は、第4条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして別表に掲げる財産とする。

3　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第9条　基本財産については、適正な維持及び管理に努めなければならない。

2　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

3　基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会及び評議員会の議決により次条に定める財産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第10条　この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

策11条　この法人の事業計画及び収支予算等については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て評議員会へ報告するものとする。これを変更す

る場合も、同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

4　第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

2　前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3か月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

3　この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第13条　この法人が資金の借入をしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2　この法人が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする時も、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第14条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2　特定費用準備資金及び特定資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

第3章　評議員及び評議員会

第1節　評議員

(評議員)

第15条　この法人に、評議員12名以上17名以内を置く。(選任等)

第16条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

法人組織等

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- 国の機関
- 地方公共団体
- 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員に異動があった時は、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。）

（権限）

第 17 条 評議員は、評議員会を構成し、第 20 条第 2 項に規定する事項の決議に参画する。

（任期）

第 18 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 15 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬）

第 19 条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は毎年総額 600,000 円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 2 節 評議員会

（評議員会）

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を議決する。

- 役員の選任及び解任
- 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
- 定款の変更
- 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲り受け
- 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 23 条第 1 項の書面に記載した目的である事項以外の事項は、議決することができない。ただし、一般社団・財団法人法第 191 条第 1 項又は第 2 項に規定する者の選任については、この限りではない。

（種類及び開催）

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。

（招集）

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があった時は、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第 23 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある時は、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第 24 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第 26 条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

（決議の省略）

第 27 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

（報告の省略）

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人の 1 名以上がこれに記名押印しなければならない。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

（種類及び定数）

第 30 条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事 8 名以上 11 名以内
- 監事 1 名以上 3 名以内
- 理事のうち、1 名を代表理事（理事長と称する）とし、2 名以内を一般社団・財団法人法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。（選任等）
- 第 31 条 理事及び監事は評議員会の決議によって、選任する。
- 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された業務執行理事より副理事長、専務理事を選任することができる。ただし、副理事長、専務理事ともに 1 名とする。
- 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数

の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある（ものとして法令で定める者である）理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第 32 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故がある時又は理事長が欠けた時は、その業務執行に係わる職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故がある時又は理事長及び副理事長が欠けた時は、その業務執行に係わる職務を代行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。
- 理事会に出席し、必要あると認める時は意見を述べること。また必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。
- 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認める時、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時は、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- 前号の報告をするため必要がある時は、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、その請求があった日か 2 週間以内の日を理事会とすする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める時は、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがある時は、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。（役員任期）

第 34 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第 30 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者

が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。（役員解任）

第 35 条 役員が次のいずれかに該当する時は、評議員会の議決によって、解任することができる。

- 職務上の義務に違反し、又は職務を解怠した時。
- 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる時。

（報酬等）

第 36 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

（取引の制限）

第 37 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 51 条に定める理事会規則によるものとする。

（責任の免除）

第 38 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（名誉顧問及び顧問）

第 39 条 この法人に名誉顧問及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたくうえで選任する。

3 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（名誉顧問及び顧問の職務）

第 40 条 名誉顧問及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 2 節 理事会

（構成）

第 41 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 42 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - 評議員会で定めるもの以外の規程（または規則）の制定、変更及び廃止に関する事項
 - 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - 理事の職務の執行の監督
 - 理事長、副理事長、専務理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- 重要な財産の処分及び譲り受け
 - 多額の借財

法人組織等

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 38 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 43 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があった時。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集した時。
- (4) 第 33 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があった時、又は監事が招集した時。

(招集)

第 44 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することが出来る。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 46 条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第 47 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として表決に加わることとはできない。

(決議の省略)

第 48 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(報告の省略)

第 49 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名（または記名押印）しなければならない。

(理事会規則)

第 51 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等(定款の変更)

第 52 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的並びに第 16 条第 1 項に規定する評議員の選任並びに解任の方法及び第 55 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の議決権の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的並びに第 16 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係わる定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第 53 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとする時は、あらかじめその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 54 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く）において、（公益認定法第 30 条第 2 項に規定する）公益目的取得財産残額がある時は、これに相当する額の財産を 1 か月以内に、評議員会の議決によりこの法人と類似の事業を目的とし、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は神奈川県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散等により清算する時に有する残余財産は、評議員会の議決を経て、この法人と類似の事業を目的とし、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は神奈川県に贈与するものとする。

第 6 章 委員会(委員会)

第 57 条 この法人の事業を推進するために必要ある時は、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。
2 委員会の委員は、学識経験者等から、理事会が選任する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 7 章 職員等事務局(設置等)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置す

る。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長及び職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 59 条 理事長は、この法人の主たる事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 61 条第 2 項に定める文書によるものとする。

第 8 章 会員(会員)

第 60 条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護(情報公開)

第 61 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第 62 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告)

第 63 条 この法人の公告は、電子公告の方法による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神奈川県において発行する朝日新聞に掲載する方法による。

第 10 章 補則(委任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

附則 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3 この法人の登記の日に就任する評議員は、別紙評議員名簿のとおりとし、この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿のとおりとする。
4 この法人の最初の代表理事は紀田順一郎とする。

別表

基本財産（第 8 条関係）	
財産種別	場所・数量等
投資有価証券	神奈川県債 108,850,000 円
定期預金	1,150,000 円

別紙 1 評議員名簿

別紙 2 役員名簿

別表 1 公益財団法人神奈川文学振興会の最初の評議員名簿

氏名
太田 治子
岡 松 和 夫
小泉浩一郎
佐 江 衆 一
三 枝 昂 之
佐 藤 宗 子
志 村 有 弘
司 修
鳥 居 邦 朗
新 倉 俊 一
蜂 飼 耳
春 名 徹
復 本 一 郎
富士川義之
宮 坂 覺
林 淑 美

別表 2 公益財団法人神奈川文学振興会の最初の理事・監事名簿

役職	氏名
理事長（代表理事）	紀田順一郎
理事	尾崎左永子
理事	上 笙一郎
理事	清 原 康 正
理事	新 保 祐 司
理事	辻 原 登
理事	富岡 幸一郎
理事	長谷川 權
理事	藤 沢 周
理事	八 木 幹 夫
監事	竹 口 秀 夫
監事	永 峰 潤

神奈川県立神奈川近代文学館施設概要

敷地面積 7,788.74㎡

敷地は横浜市管理に係る港の見える丘公園にあり、1984年6月8日付け横浜市緑政管指令第51号により、都市公園法第5条の規定に基づく公園施設として設置許可を受けた。

設置許可期間 2014年4月1日～2019年3月31日 5年更新

設置許可面積 1,971.6㎡

建設期間 1982年7月～1984年3月(当初)
1992年10月～1994年3月(増築分)

建設費等 2,488,367千円(当初)
2,031,573千円(増築分)

建物面積等

- 1 構造 鉄筋コンクリート造り
- 2 建築面積 1,971.6㎡
- 3 延床面積 7,285.3㎡

本館	地下3階	地上2階	3,135.7㎡
展示館	地下1階	地上2階	2,271.7㎡
展示館(増築分)	地下2階	地上1階	1,877.9㎡

(単位：㎡)

区分	既存分	増築分	計
展示室(含ビデオコーナー)	735	182 [△239]	678
展示準備室、収納庫、倉庫	0	134	134
貸会議室	181	[239]	420
収蔵庫	1,489	766	2,255
その他 (閲覧室、事務室外)	3,002	796	3,798
計	5,407	1,878	7,285

[] 内は、展示室から貸会議室へ振替

4 建物評価額 997,928千円(2012年改定)

施設の内容

1 本館			
(1)	ロビー		152.3㎡
(2)	閲覧室	28席	72.2㎡
(3)	研究室	4席	10.6㎡
(4)	収蔵庫(57万点収蔵可能)	3F	1,238.4㎡
(5)	電算室	1室	39.2㎡

2 展示館

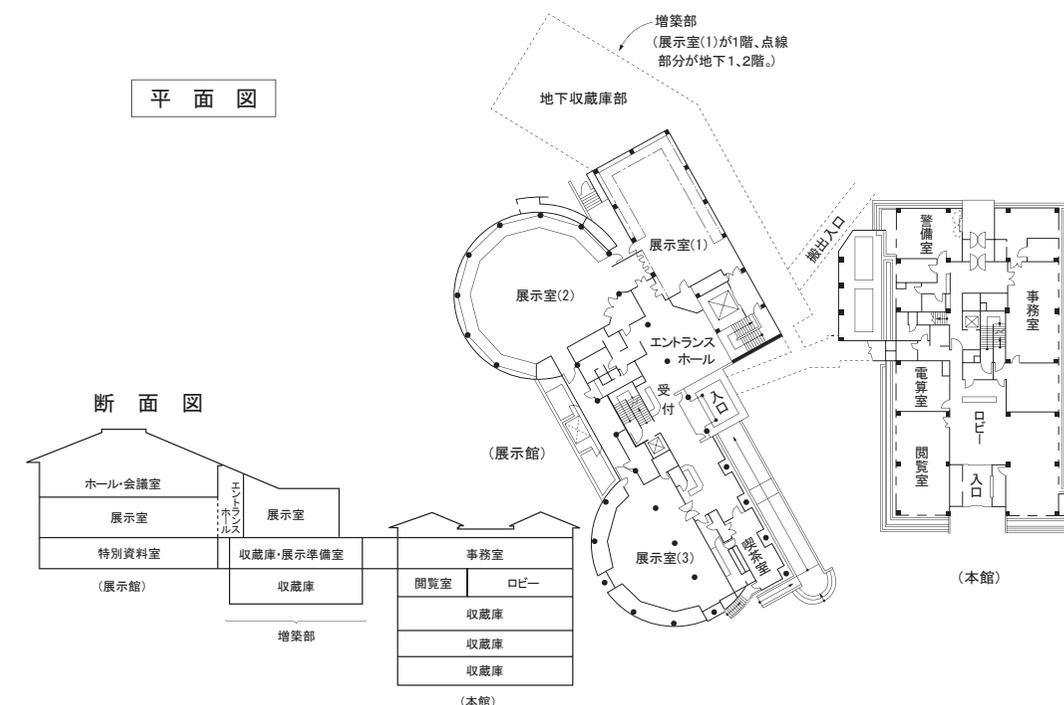
(1) 小会議室	1室(18人机口の字形)	36.2㎡
(2) 中会議室	1室(60人机学校形式)	89.8㎡
(3) 和室	1室(20人座卓等配置)	14畳 55.4㎡
(4) ホール	1室(220人固定いす)	239.7㎡
(5) エントランスホール・ロビー		181.2㎡
(6) 展示室<<1> 182.0 + <2> 300.6 + <3> 194.6	3室	677.2㎡
(7) 喫茶室	34席	55.0㎡
(8) 資料室(17万点収蔵可能)	2室	250.9㎡
(9) 収蔵庫(記念室4万点、収蔵庫29万点収蔵可能)	2F	765.7㎡
(10) 展示準備室、収納庫、倉庫	3室	133.8㎡
(11) 撮影室	1室	24.4㎡
(12) 倉庫(総務)	1室	30.0㎡
(13) 未燻蒸資料室	1室	23.0㎡
(14) 燻蒸室	1室	33.1㎡

3 その他

管理事務室、図書整理事務室、警備室、機械室等

4 諸設備

電気、水道、下水道、消火、衛生、冷暖房、ガス、昇降機(3台)



公益財団法人神奈川文学振興会 役員等名簿

(2015年2月28日現在)

<p>顧問 阿川 弘之 (作家) 安西 篤子 (作家) 黒岩 祐治 (知事) 林 文子 (横浜市長) 三浦 朱門 (作家)</p> <p>理事長〔代表理事〕 辻原 登 (作家)</p> <p>副理事長〔業務執行理事〕 長谷川 權 (俳人)</p> <p>専務理事〔業務執行理事〕 清原 康正 (評論家)</p> <p>理事 尾崎 左永子 (歌人) 新保 祐司 (評論家) 富岡 幸一郎 (評論家) 藤沢 周 (作家) 八木 幹夫 (詩人)</p>	<p>監事 竹口 秀夫 (NPO法人横浜創造まちづくり 学会会長) 永峰 潤 (公認会計士)</p> <p>評議員 太田 治子 (作家) 小泉 浩一郎 (国文学者) 三枝 昂之 (歌人) 佐江 衆一 (作家) 佐藤 宗子 (児童文学研究者) 志村 有弘 (国文学者) 司 修 (画家・作家) 新倉 俊一 (英文学者) 蜂飼 耳 (詩人・作家) 春名 徹 (作家) 復本 一郎 (俳文学者) 富士川 義之 (英文学者) 宮坂 覺 (国文学者) 林 淑美 (国文学者)</p>	<p>顧問 5名 監事 2名 理事 8名 評議員 14名</p>
---	--	--------------------------------------

公益財団法人神奈川文学振興会・歴代役員等名簿 (2011.4.1～)

役職名	氏名	役職歴・任期
顧問	阿川 弘之	2011.4.1～
	安西 篤子	2011.4.1～
	黒岩 祐治	2011.6.13～
	林 文子	2011.4.1～
	松沢 成文	2011.4.1～2011.4.22
理事長 (代表理事)	紀田 順一郎	2011.4.1～2012.3.31
	辻原 登	2011.4.1～理事、2011.6.11～副理事長、2012.4.1～
副理事長	長谷川 權	2011.4.1～理事、2012.4.1～
専務理事	清原 康正	2011.4.1～理事、2011.6.11～
理事	尾崎左永子	2011.4.1～
	上 笙一郎	2011.4.1～2015.1.29 (没)
	紀田 順一郎	2011.4.1～理事長、2012.4.1～2013.5.29 理事
	新保 祐司	2011.4.1～
	富岡幸一郎	2011.4.1～
	藤沢 周	2011.4.1～
	八木 幹夫	2011.4.1～
監事	竹口 秀夫	2011.4.1～
	永峰 潤	2011.4.1～
評議員	太田 治子	2011.4.1～
	岡松 和夫	2011.4.1～2012.1.21 (没)
	小泉浩一郎	2011.4.1～
	三枝 昂之	2011.4.1～
	佐江 衆一	2011.4.1～
	佐藤 宗子	2011.4.1～
	志村 有弘	2011.4.1～
	司 修	2011.4.1～
	鳥居 邦朗	2011.4.1～2014.8.22 (没)
	新倉 俊一	2011.4.1～
	蜂飼 耳	2011.4.1～
	春名 徹	2011.4.1～
	復本 一郎	2011.4.1～
	富士川 義之	2011.4.1～
	宮坂 覺	2011.4.1～
林 淑美	2011.4.1～	

神奈川近代文学館懇話会 会員名簿

(2015年2月28日現在)

<p>会長 三木 卓</p> <p>幹事長 山田 宗睦</p> <p>会員 青木 幸恵 青野 聰雄 赤塚 行弘 阿川 満宏 新井 篤子 荒俣 直行 安西 篤子 伊井 直行 伊豆 利彦 伊沢 康夫 入江 友祐 遠藤 信子 大岡 治幸 太田 幸子 大屋 アン 荻野 永子 尾崎 左永子 笠原 淳造 加島 祥造</p>	<p>勝又 浩 加藤 種 藤 慶 添 香 川端 男 川村 三 川本 順 紀田 謙 北方 康 清原 和 倉井 千 黒岩 祐 黒泉 浩 小野 謙 紅野 晃 小山 文 小三 枝 西斎 藤 斎江 衆 佐藤 さ 佐藤 宗 佐藤 裕 篠原 雅 島 彦</p>	<p>志村 有弘 新保 祐司 鈴木 健行 鷹羽 狩治 高橋 秀夫 竹口 俊二 千葉 修 原 登 辻川 信 十富 岡 永峰 一 縄田 幹 南原 倉 新西 木 長谷 川 蜂飼 耳 馬場 あ 林 京 林 文 春日 昭 日福 俊 福復 美 本 一</p>	<p>富士川 義之 藤沢 成 松信 文 松まどか 山朱門 三浦 紫苑 水原 好 宮坂 徹 三好 子 諸角 せ 八木 幹 山崎 洋 山田 太 山本 道 山林 淑 田 佑</p>
--	---	---	---

財団法人神奈川文学振興会・歴代役員等名簿(1982.4.1～2011.3.31)

役職名	氏名	役職歴・任期
名誉館長	尾崎 一雄	1982.4.1～1983.3.31(没)兼常務理事
顧問	阿川 弘之	1982.4.1～2000.3.31 理事、2000.5.13～2011.3.31
	安西 篤子	2004.9.25～理事長、2006.4.1～2011.3.31
	岡崎 洋	1995.5.19～2003.5.31
	今 日出海	1982.4.1～1984.7.30(没)
	細郷 道一	1982.4.1～1990.2.15(没)
	里見 弴	1982.4.1～1983.1.21(没)
	庄野 潤三	1982.4.1～1994.3.31 理事、1988.12.23～1993.5.28 常務理事、1994.4.1～2009.9.21(没)
	高秀 秀信	1990.5.19～2002.5.25(2002.8.29 没)
	永井 龍男	1982.4.1～1990.10.12(没)
	長洲 一二	1982.4.1～1995.5.19、1995.7.1～名誉顧問(1999.5.4 没)
	中田 宏	2002.5.26～2010.3.31
	中村真一郎	1988.4.1～理事、1991.4.1～1997.12.25(没)
	林 文子	2010.4.1～2011.3.31
	松沢 成文	2003.6.1～2011.3.31
	三浦 朱門	1988.12.23～理事、2006.4.1～2011.3.31
理事長	小田切 進	1982.4.1～1992.12.20(没)
	中野 孝次	1982.4.1～評議員、1988.4.1～理事、1991.4.1～常務理事、1992.12.20～理事長代理、1993.2.20～2004.7.16(没)
	安西 篤子	1982.4.1～評議員、1985.4.1～理事、1997.6.7～常務理事、2004.7.16～理事長代行、2004.9.25～理事長、2006.4.1～顧問
	紀田順一郎	1987.1.14～評議員、1997.4.1～理事、2000.2.10～常務理事、2006.4.1～2011.3.31
常務理事	五木 寛之	1982.4.1～理事、1988.12.23～1997.3.31
	井上 靖	1982.4.1～1991.1.29(没)
	岡松 和夫	1982.4.1～評議員、1988.4.1～理事、1993.5.29～2011.3.31(2012.1.21 没)
	荻野アナ	2001.3.24～評議員、2005.4.1～理事、2006.4.1～2011.3.31
	川本 三郎	2000.4.1～評議員、2002.5.26～理事、2006.4.1～2011.3.31
	中村 光夫	1982.4.1～1988.7.12(没)
	保昌 正夫	1982.4.1～理事、1997.6.7～2002.11.20(没)
	三木 卓	1982.4.1～評議員、1994.4.1～理事、2000.2.10～2011.3.31
	山田 宗睦	1988.4.1～評議員、1991.4.1～理事、1993.5.29～2011.3.31
理事	青木 雨彦	1982.4.1～評議員、1985.4.1～1991.3.2(没)
	新井 満	2002.5.26～評議員、2006.4.1～2011.3.31
	磯田 光一	1982.4.1～1987.2.5(没)
	伊藤 信吉	1982.4.1～評議員、1991.4.1～1997.3.31(2002.8.3 没)
	稲垣 達郎	1982.4.1～1986.8.13(没)
	井上ひさし	1982.4.1～2010.4.9(没)
	巖谷 大四	1982.4.1～2004.3.31(2006.9.6 没)
	江藤 淳	1982.4.1～1999.7.21(没)
	大岡 昇平	1985.4.1～1988.12.25(没)

役職名	氏名	役職歴・任期
理事	大岡 信	1989.12.26～2011.3.31
	大庭みな子	1994.4.1～2007.5.24(没)
	尾崎左永子	1988.12.23～評議員、2004.4.1～2011.3.31
	尾崎 秀樹	1982.4.1～1999.9.21(没)
	上 笙一郎	1997.6.7～2011.3.31(2015.1.29 没)
	川西 政明	1985.4.1～評議員、1988.4.1～1994.12.22 理事、2006.4.1～2011.3.31
	木俣 修	1982.4.1～1983.4.4(没)
	清原 康正	1991.4.1～評議員、2002.5.26～2011.3.31
	倉 和男	1998.4.1～2004.3.31、2004.4.1～2011.3.31 評議員
	黒井 千次	1988.12.23～評議員、1991.4.1～2011.3.31
	小泉浩一郎	1982.4.1～評議員、2000.4.1～2011.3.31
	紅野 敏郎	1982.4.1～2010.10.1(没)
	佐江 衆一	1994.4.1～評議員、1995.12.23～2011.3.31
	早乙女 貢	1988.12.23～2008.12.23(没)
	佐野 洋	1982.4.1～評議員、1982.12.22～2000.3.31(2013.4.27 没)
	篠崎 孝子	2000.4.1～2004.3.31
	島田 雅彦	1994.4.1～評議員、2005.4.1～2011.3.31
	清水 節男	1991.4.1～1998.3.31、1998.4.1～2004.3.31 評議員
	城山 三郎	1982.4.1～2007.3.22(没)
	関 英雄	1982.4.1～評議員、1985.4.1～1996.4.12(没)
	瀬沼 茂樹	1982.4.1～1988.8.14(没)
	司 修	2004.4.1～2011.3.31
	富岡幸一郎	1994.4.1～評議員、2002.5.26～2011.3.31
	鳥居 邦朗	1985.4.1～評議員、1994.4.1～2011.3.31(2014.8.22 没)
	中里 恒子	1982.4.1～評議員、1982.12.22～1987.4.5(没)
	中藪 英助	1994.4.1～評議員、1995.12.23～2002.4.9(没)
	滑川 道夫	1982.4.1～1992.12.13(没)
	野口富士男	1982.4.1～1993.11.22(没)
	馬場あき子	1982.4.1～評議員、2004.4.1～2011.3.31
	林 京子	1991.4.1～評議員、1994.4.1～2011.3.31
福田 清人	1982.4.1～1995.6.13(没)	
藤木 宏幸	1982.4.1～評議員、1994.4.1～2000.12.12(2003.12.24 没)	
藤沢 周	2002.5.26～評議員、2006.4.1～2011.3.31	
藤田 圭雄	1982.4.1～1999.11.7(没)	
古山 登	1982.4.1～1988.3.31(2011.9.21 没)	
前田 愛	1982.4.1～評議員、1982.12.22～1987.7.27(没)	
三好 徹	1982.4.1～評議員、1985.4.1～2011.3.31	
三好 行雄	1982.4.1～1990.5.20(没)	
村松 喬	1982.4.1～1982.11.15(没)	
山田 太一	2000.4.1～2011.3.31	
山田 智彦	1982.4.1～評議員、1988.4.1～2000.3.31(2001.4.17 没)	

役職名	氏名	役職歴・任期
理事	山本 健吉	1982.4.1～1988.5.7 (没)
	吉田 精一	1982.4.1～1984.6.9 (没)
	吉村 昭	1988.12.23～1994.3.31 (2006.7.31 没)
	八木敏行、高瀬孝夫、久保孝雄、渋谷正巳、室谷千英 (副知事)	
	阿部治夫、宮森進、斎藤莊之助、渋谷正巳、渥美精一、木下正雄、野村靖夫、小森良治 (県教育長)	
	大竹達雄、荒井吉造、渋谷正巳、倉田英一、杉田澄明、石井明、室谷千英、橋本伸也、竹口秀夫、川口繁男、小林勲、田代球喜 (県民部長)	
	笠井郁彦、二見研一、佐藤清、内田賢治 (県文化課長)	
	佐藤昌之、宮原宏一郎、池澤利明、斎田倉作、佐藤安平、馬場貞夫、齋藤龍、岡本坦 (横浜市助役)	
	富田日出男、佐藤雅亮、加藤種男 (横浜市文化振興財団・横浜市芸術文化振興財団専務理事・アサヒビール芸術文化財団事務局長)	
	水木初彦 (神奈川新聞社社長)	
監事	竹口 秀夫	2004.4.1～2011.3.31
	永峰 潤	2005.4.1～2011.3.31
	松崎鉄之介	1985.4.1～評議員、1995.5.19～2011.3.31 (2014.8.22 没)
	松信 泰輔	1982.4.1～1995.5.19 (2008.2.11 没)
	村上 元三	1982.4.1～2004.3.31 (2006.4.3 没)
	横山嶽、中里太明、山口栄蔵、武川秀、田中充、伊藤仁、橋本正俊 (出納長)	
評議員	青木 茂	1983.5.21～1989.11.28 (没)
	青野 聰	1994.4.1～2011.3.31
	赤瀬川 隼	1995.12.23～2011.3.31 (2015.1.26 没)
	赤塚 行雄	1982.4.1～2011.3.31
	荒俣 宏	2005.5.14～2011.3.31
	安藤 元雄	1982.4.1～1987.7.11
	伊井 直行	2005.5.14～2011.3.31
	飯塚 容	2001.3.24～2011.3.31
	生島 治郎	1982.4.1～2003.3.2 (没)
	石井 茂	1991.4.1～2006.5.1 (没)
	石井富之助	1982.4.1～1984.3.25 (1996.4.13 没)
	石井光太郎	1987.1.14～1999.10.27 (没)
	石田 薫三	1982.4.1～1985.11.5 (没)
	石塚 友二	1982.4.1～1986.2.8 (没)
	伊豆 利彦	1982.4.1～2011.3.31
	井手 文雄	1982.4.1～1991.2.12 (没)
	井上 弘	1982.4.1～2011.3.31 (2012.10.18 没)
	今西 祐行	1982.4.1～2004.12.21 (没)
	入沢 康夫	1982.4.1～2011.3.31
	内田四方蔵	1982.4.1～2011.3.31 (2011.6.28 没)
	江森 國友	1982.4.1～2011.3.31

役職名	氏名	役職歴・任期
評議員	遠藤 祐	1982.4.1～2011.3.31
	太田 治子	2001.3.24～2011.3.31
	大野 林火	1982.4.1～1982.8.21 (没)
	大橋健三郎	1982.12.22～2004.3.31 (2014.4.22 没)
	大屋 幸世	1988.4.1～2011.3.31
	尾形 侑	1982.4.1～2006.3.31 (2009.3.26 没)
	奥野 健男	1988.12.23～1997.11.26 (没)
	小澤 彰	1982.4.1～2003.7.15 (没)
	開高 健	1982.4.1～1989.12.9 (没)
	寛 楨二	2000.4.1～2008.4.10 (没)
	笠原 淳	1994.4.1～2011.3.31
	鹿島 孝二	1982.4.1～1986.11.13 (没)
	加島 祥造	1995.12.23～2011.3.31
	片岡 懋	1982.4.1～2001.12.17 (没)
	勝又 浩	1994.4.1～2011.3.31
	加藤 衛	1982.4.1～1992.3.19 (没)
	鹿野 政直	1988.4.1～2002.3.31
	禿 慶子	2004.4.1～2011.3.31
	川合 澄男	1982.4.1～2001.1.15 (没)
	川崎長太郎	1982.4.1～1985.11.6 (没)
	川添 猛	1982.4.1～2011.3.31
	河竹登志夫	1982.4.1～2011.3.31 (2013.5.6 没)
	川端香男里	1982.4.1～2011.3.31
	川村 二郎	1982.4.1～2002.3.31 (2008.2.7 没)
	川村 湊	2002.5.26～2011.3.31
	菊村 到	1982.4.1～1999.4.3 (没)
	北方 謙三	2005.5.14～2011.3.31
	北村 太郎	1983.5.21～1992.10.26 (没)
	城戸 又一	1982.4.1～1997.8.22 (没)
	木村尚三郎	1995.12.23～2006.10.17 (没)
	草間 時彦	1982.12.22～1997.12.23 (2003.5.26 没)
葛原 繁	1988.12.23～1993.1.7 (没)	
熊沢 正一	1988.4.1～2001.2.12 (没)	
郷 静子	1982.4.1～2006.3.31 (2014.9.30 没)	
紅野 謙介	2004.4.1～2011.3.31	
小海 永二	1982.4.1～2004.3.31	
小島 直記	1982.4.1～2008.9.14 (没)	
小玉 晃一	1982.4.1～2011.3.31	
小山 文雄	1992.6.1～2011.3.31	
近藤 東	1982.4.1～1988.10.23 (没)	
三枝 昂之	2005.5.14～2011.3.31	
斎藤 栄	2006.4.1～2011.3.31	

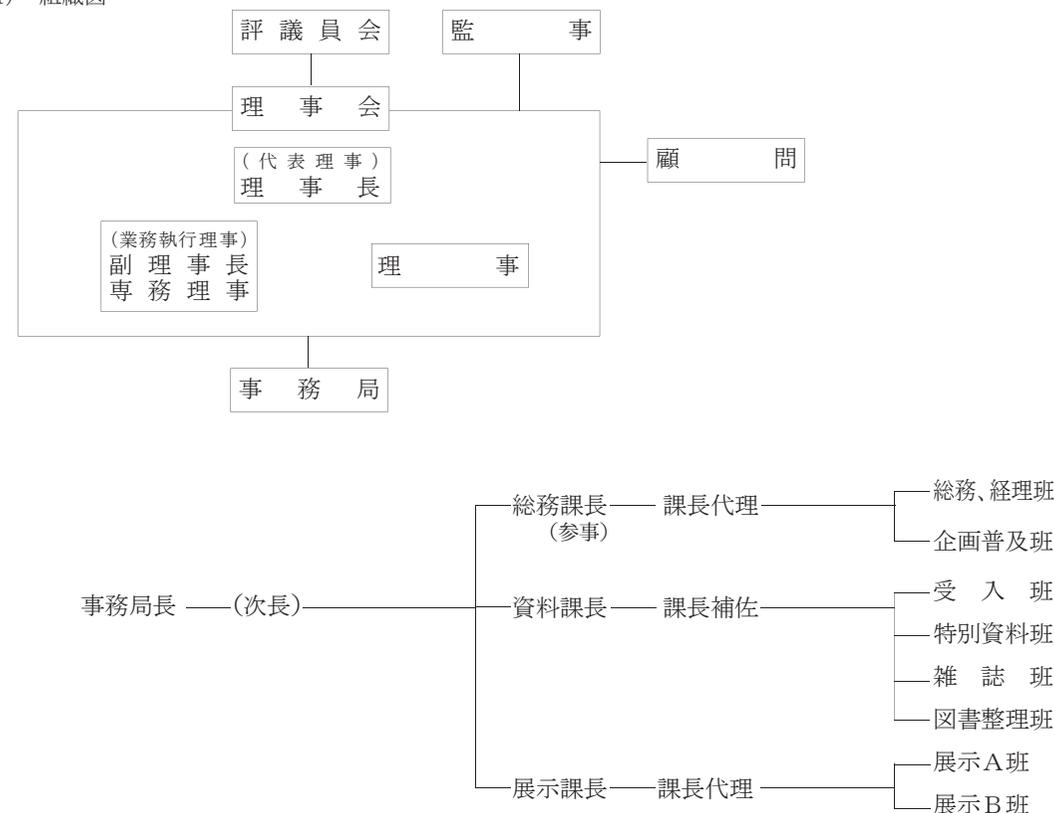
役職名	氏名	役職歴・任期
評議員	櫻田 満	1989.12.26～2007.12.22 (没)
	佐藤さとる	1997.4.1～2011.3.31
	佐藤 宗子	2002.5.26～2011.3.31
	佐藤 裕子	2007.4.1～2011.3.31
	佐野美津男	1982.4.1～1987.5.9 (没)
	沢 寿郎	1982.4.1～1988.1.4 (没)
	篠原 あや	1985.4.1～2011.3.31
	島尾 敏雄	1982.4.1～1986.11.12 (没)
	島田 修二	1987.1.14～2004.9.12 (没)
	清水 基吉	1982.4.1～2008.3.30 (没)
	志村 有弘	2000.4.1～2011.3.31
	新保 祐司	2004.4.1～2011.3.31
	杉本三木雄	1982.4.1～1990.6.22 (没)
	鈴木 健次	1991.4.1～2011.3.31
	高木 博	1982.4.1～2008.3.31
	鷹羽 狩行	1987.1.14～2011.3.31
	高橋 治	1994.4.1～2011.3.31
	滝藤 満義	1988.4.1～2006.3.31
	田村 隆一	1982.4.1～1998.8.26 (没)
	千葉 俊二	2005.5.14～2011.3.31
	辻原 登	2004.4.1～2011.3.31
	槌田 満文	1987.1.14～2008.3.31 (2011.5.31 没)
	十川 信介	1995.12.23～2011.3.31
	豊田 穰	1982.4.1～1994.1.30 (没)
	長崎源之助	1982.12.22～2011.3.31 (2011.4.3 没)
	長島 三芳	1985.4.1～2011.3.31 (2011.9.7 没)
	縄田 一男	2002.5.26～2011.3.31
	南原 幹雄	2000.4.1～2011.3.31
	新倉 俊一	1991.4.1～2011.3.31
	西木 正明	2007.4.1～2011.3.31
	野上 義一	1982.4.1～2005.3.1 (没)
	野澤 節子	1983.5.21～1995.4.9 (没)
	長谷川 權	2007.4.1～2011.3.31
	畑 有三	1994.4.1～2008.3.31 (2014.4.16 没)
	蜂飼 耳	2007.4.1～2011.3.31
	春名 徹	1991.4.1～2011.3.31
	日高 昭二	2000.4.1～2011.3.31
	兵藤正之助	1982.4.1～1995.9.30 (没)
	平山 城児	1983.5.21～2000.3.31
	広津 桃子	1982.4.1～1988.11.24 (没)
福田 恆存	1982.4.1～1991.3.31 (1994.11.20 没)	
福田 美鈴	1991.4.1～2011.3.31	

役職名	氏名	役職歴・任期
評議員	復本 一郎	2006.4.1～2011.3.31
	富士川英郎	1983.5.21～2000.3.31 (2003.2.10 没)
	富士川義之	2000.4.1～2011.3.31
	古沢 太穂	1982.4.1～2000.3.2 (没)
	古屋 健三	1995.12.23～2008.3.31
	古山高麗雄	1982.4.1～2002.3.11 (没)
	北条 秀司	1982.4.1～1996.5.19 (没)
	堀田 善衛	1982.4.1～1998.9.5 (没)
	本多 秋五	1982.4.1～2001.1.13 (没)
	前川佐美雄	1983.5.21～1990.7.15 (没)
	松崎 仁	1982.4.1～1994.3.31 (2013.2.26 没)
	松信 裕	2006.4.1～2011.3.31
	真鍋 元之	1982.4.1～1987.10.30 (没)
	黛 まどか	2004.4.1～2011.3.31
	水原 紫苑	2005.5.14～2011.3.31
	宮内 寒弥	1982.4.1～1983.3.6 (没)
	宮坂 覺	1988.4.1～2011.3.31
	宮原 昭夫	1982.4.1～2004.3.31
	諸角せつ子	2004.4.1～2011.3.31
	八木 幹夫	2004.4.1～2011.3.31
	山崎 洋子	2000.4.1～2011.3.31
	山田 今次	1987.1.14～1998.10.3 (没)
	山田 肇	1982.4.1～1993.8.17 (没)
	山中 恒	1988.4.1～2011.3.31
	山室 静	1982.4.1～2000.3.23 (没)
	山本 道子	1991.4.1～2011.3.31
	吉田 秀和	1983.5.21～2011.3.31 (2012.5.22 没)
	吉田 瀬生	1982.12.22～2000.5.13 (没)
	米原 万里	2005.5.14～2006.5.25 (没)
	林 淑 美	2001.3.24～2011.3.31
	涌田 佑	1987.1.14～2011.3.31
	和田 伝	1982.4.1～1985.10.12 (没)
	山口博、門倉正二 (高校・国語部会)	
	渋谷正巳、山口ミチコ、手塚修平、木下正雄、室谷千英、秋津和雄 (県民部次長)	
	高橋雅雄、宇野喜三郎、杉山徳光、富田實、佐野誠吉 (県民部文化室長)	
	桶本正夫、森本敏男、水木初彦 (神奈川新聞社社長)	
	篠原慎一郎、中寫弘孝、瀧村誠、西郷公子 (神奈川新聞社文化部長)	
	吉野潤、末柄辰雄、木下政昭、上久保忠、根本和夫、梶田弘、原田正成、浅野俊博、大澤正之、佐藤雅亮 (横浜市市民局長)	
	寺沢富夫、横山二郎、三輪正昭、今岡昌恒、米山悦夫 (大佛次郎記念会事務長)	

役 職 名	氏 名 (所 属 等)
評 議 員	南雲勝利、横田光弘、古沢時衛、榊居祐三、酒井文彦、成島敏行、村上健司、江田実、国吉一夫、服部信明、矢部房男、青景孝子、はかりや珠江、小川久仁子、吉田大成、杉山信雄、赤間二郎、土井隆典、鈴木恒夫、小島健一、嶋村ただし (県議会議員)
	匠秀夫、弦田平八郎、酒井忠康、山梨俊夫 (県立近代美術館長)
	堀池慶一、小坂昭三、奥平祐弘、清水孝信、篠木和弘、天内宏、今福寛、永森邦雄、安達正平、安藤雅之、寺田省三、流石征治、赤羽根日出夫、吉田行夫、横田和浩、河野誠、津田信治、三角秀行、磯村共庸、遠藤眞 (県立図書館長)
	戸栗米次、田中雅夫、前場廣、河合弘光、宇野喜三郎、加藤整爾、岩野好秀、村上治、伊藤喜一郎、安藤雅之、小野仁一郎、杉山徳光、樋口悦朗、北村紀男、馬場昭男、畠山康、西川杏太郎 (県立博物館・県立歴史博物館長)
	菅井栄一郎、遠藤保成、吉田次郎、石井明、牧内良平 (テレビ神奈川社長)
	馬場洋一、山崎行雄 (テレビ神奈川常務取締役)
	福島俊彦 (テレビ神奈川取締役)

組織等・職員名簿

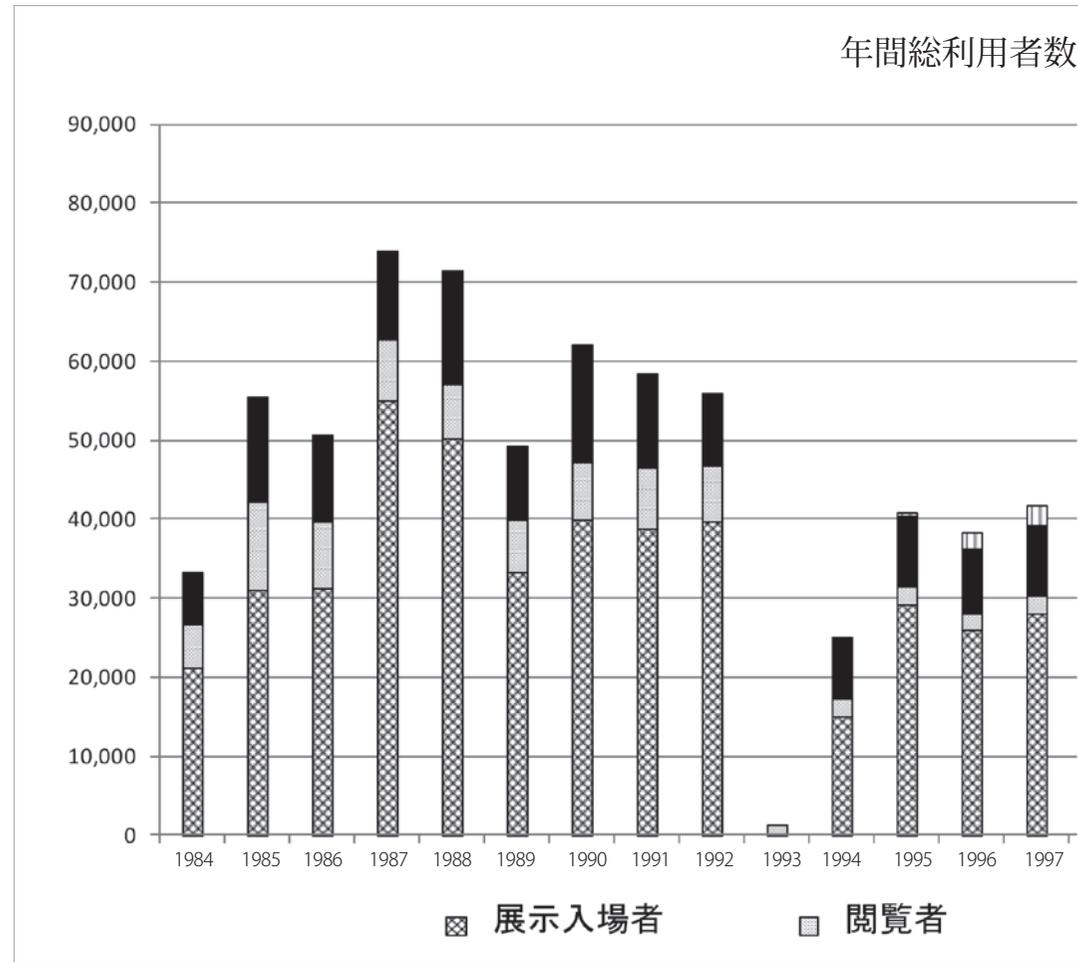
(1) 組織図



(2) 職員名簿

(2015年2月28日現在)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	澤 茂 樹	(資料課)	
参事・総務課長	藤 野 正	同 主 査	田 中 美 江
同 課 長 代 理	安 藤 和 重	主任事務職員	加 藤 麻 優 子
同 主 査	半 田 典 子	〃	和 田 明 子
〃	浅 野 千 保	〃	湧 川 貴 子
〃	渡 辺 恵 理	事 務 職 員	加 藤 れ ん
主任事務職員	池 上 聡		
事務職員	加 藤 博 信	展 示 課 長	高 橋 祐 子
〃	林 枝 美 里	同 課 長 代 理	鎌 田 邦 義
〃	大 村 め ぐ み	同 主 査	中 村 敦
		〃	古 川 左 映 子
資料課長	北 村 陽 子	〃	野 見 山 陽 子
同 課 長 補 佐	金 子 美 緒	〃	斎 藤 泰 子
同 主 査	藤 木 尚 子	主任事務職員	渡 邊 明 子
〃	佐 々 木 光	〃	宇 佐 美 恒 城

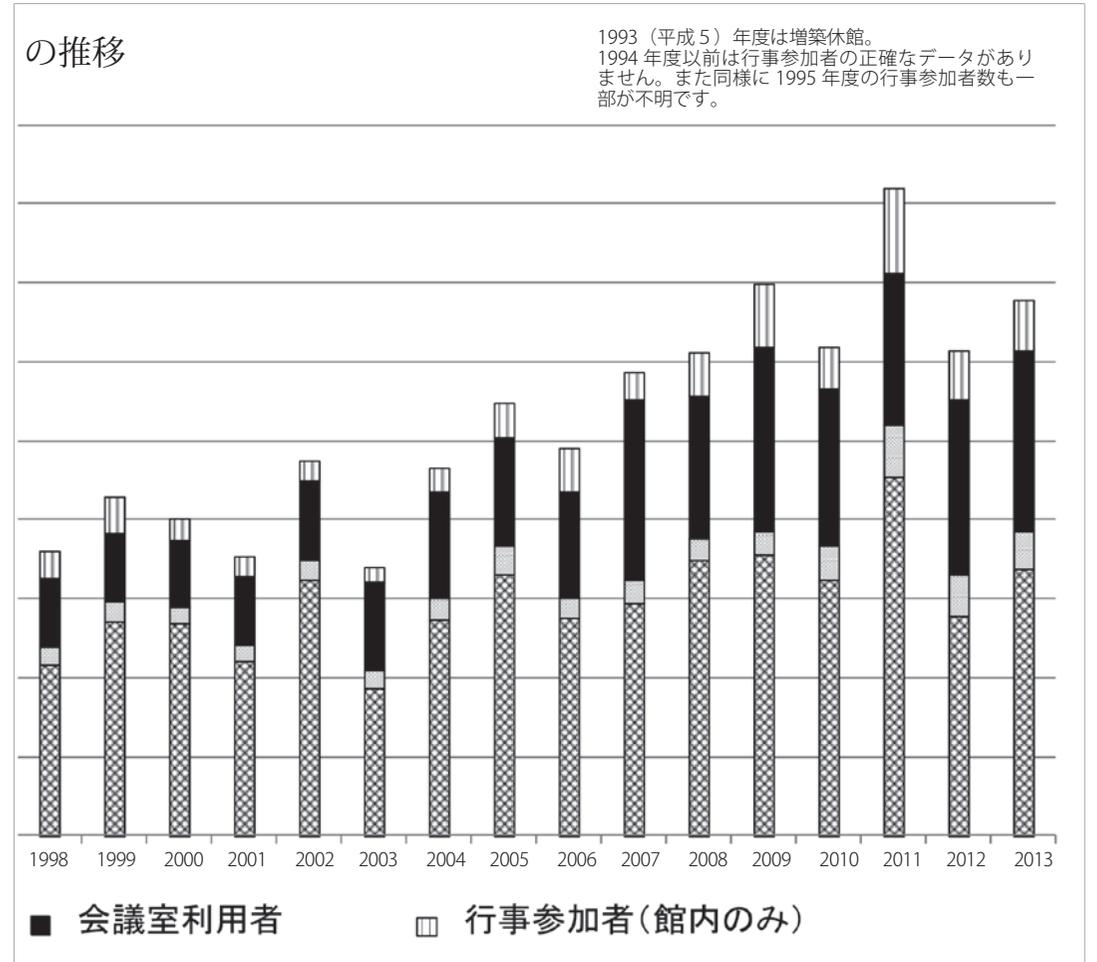


年間総利用者数 (単位=人)

年度	1984 (昭59)	1985	1986	1987	1988	1989 (平元)	1990	1991	1992	1993
展示入場者	21,338	31,007	31,296	55,004	50,289	33,439	40,066	38,831	39,722	—
閲覧者	5,493	11,330	8,397	7,761	6,892	6,455	7,273	7,713	7,125	1,372
会議室利用件数	225	316	278	304	341	242	305	312	228	—
会議室利用者	6,475	13,231	10,988	11,137	14,418	9,333	14,790	11,945	9,192	—
年間総利用者数	33,306	55,568	50,681	73,902	71,599	49,227	62,129	58,489	56,039	1,372

年度	1994 (平6)	1995	1996	1997
展示入場者	15,089	29,152	25,926	28,142
閲覧者	2,338	2,280	2,157	2,234
会議室利用件数	207	257	318	363
会議室利用者	7,615	8,969	8,290	8,951
行事参加者数 (館内のみ)	—	479	2,036	2,483
年間総利用者数	25,042	40,880	38,409	41,810

※行事参加者数(館内)は1995(平成7)年度から記録を採用。



年度	1998 (平10)	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
展示入場者	21,648	27,234	27,030	22,092	32,524	18,656	27,509	33,213	27,584	29,578
閲覧者	2,315	2,485	1,976	2,188	2,497	2,425	2,608	3,533	2,584	2,762
会議室利用件数	388	423	474	573	507	573	579	529	515	634
会議室利用者	8,598	8,614	8,473	8,593	10,084	11,033	13,455	13,741	13,366	22,952
行事参加者数 (館内のみ)	3,464	4,521	2,612	2,474	2,406	1,958	2,927	4,275	5,590	3,369
年間総利用者数	36,025	42,854	40,091	35,347	47,511	34,072	46,499	54,762	49,124	58,661

年度	2008 (平20)	2009	2010	2011	2012	2013
展示入場者	34,898	35,720	32,362	45,348	27,973	33,715
閲覧者	2,804	2,908	4,449	6,748	5,225	4,913
会議室利用件数	637	744	717	682	778	771
会議室利用者	18,050	23,192	19,866	19,133	21,966	22,898
行事参加者数 (館内のみ)	5,416	7,978	5,150	10,866	6,222	6,423
年間総利用者数	61,168	69,798	61,827	82,095	61,386	67,949

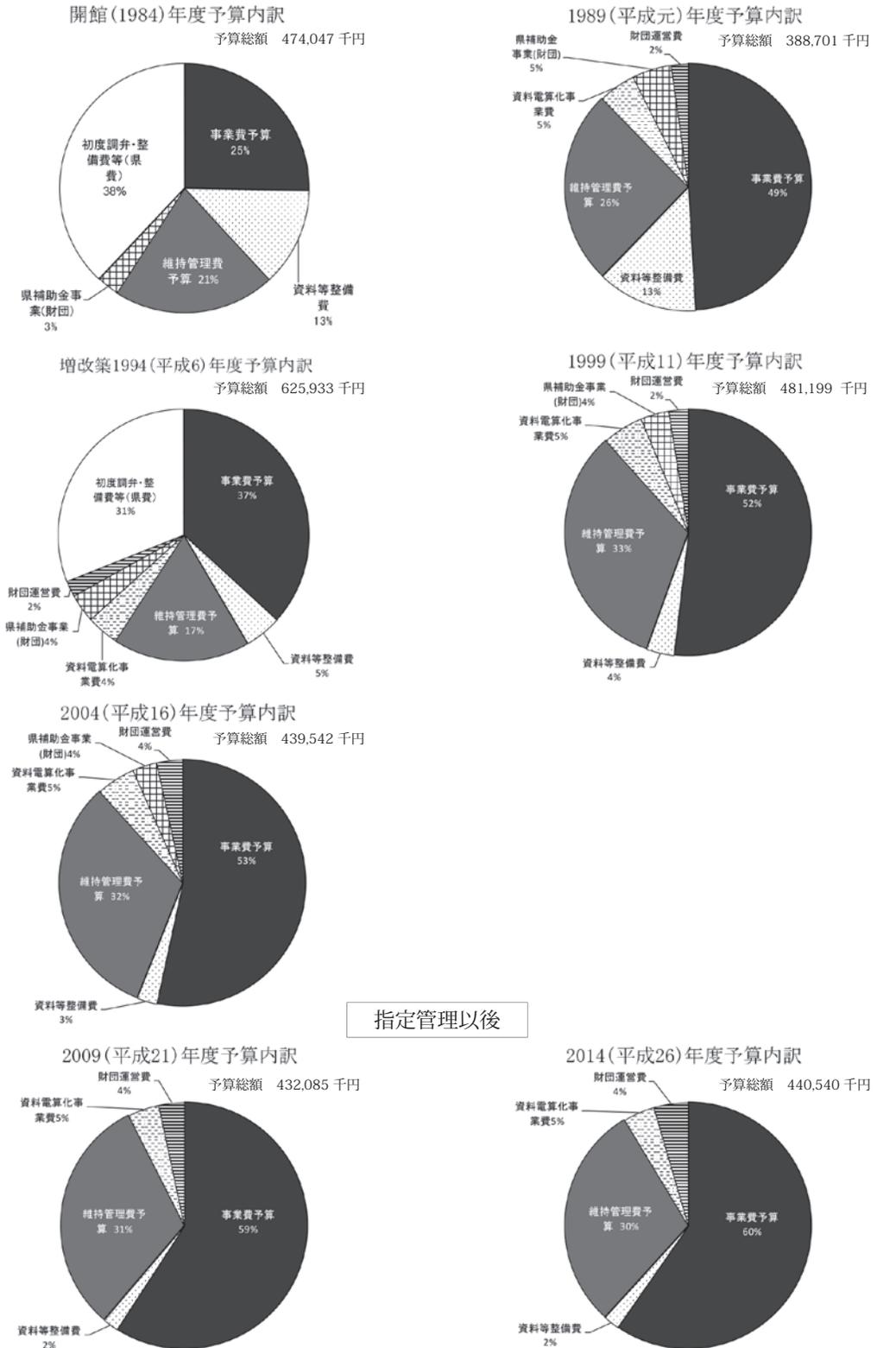
年度予算の推移

単位=千円

年度	事業費予算 (含文字活字文化 平20～)	資料等整備費	維持管理費 予算	資料電算化 事業費	財団運営費 (含基金増減)	財団運営 県補助金事業	県委託費 (文字活字文化 平18-19/ 光交付金平24)	初度調弁・整 備費等(県費)	年度予算計 (全体)
1984 (昭和59)	119,987	60,700	99,634			13,726		180,000	474,047
1985	165,660	50,700	118,576			13,203			348,139
1986	157,089	50,700	109,529			20,456			337,774
1987	181,181	50,700	100,381			9,045		16,887	358,194
1988	178,839	80,700	93,658	33,351	7,515	18,706			412,769
1989 (平成元)	190,797	51,000	99,142	18,943	8,784	20,035			388,701
1990	193,878	51,000	102,358	29,446	9,575	20,544		5,000	411,801
1991	214,728	91,000	104,898	38,581	15,470	31,315		18,000	513,992
1992	198,922	45,900	109,176	36,541	9,671	31,460		20,000	451,670
1993	210,786	40,800	83,493	28,429	4,957	36,943		25,000	430,408
1994	230,275	29,718	110,283	25,878	12,731	22,891		194,157	625,933
1995	230,225	22,000	132,600	25,644	12,786	22,624		56,042	501,921
1996	233,504	37,996	137,658	25,833	9,236	22,869			467,096
1997	253,867	20,999	169,537	25,833	10,163	25,094			505,493
1998 (平成10)	263,105	16,349	178,560	25,825	11,090	26,359			521,288
1999	249,627	17,424	158,195	25,752	12,369	17,859			481,199
2000	244,523	14,246	160,160	25,705	12,323	16,380			473,337
2001	243,368	13,500	152,883	25,662	14,114	16,136			465,663
2002	234,242	13,000	151,356	25,662	13,985	15,541			453,786
2003	236,587	13,000	146,603	25,662	13,985	15,086			450,923
2004	234,687	11,500	141,804	22,475	15,053	14,023			439,542
2005	254,494	10,500	136,083	22,475	15,526	13,691			452,769
2006	244,398	8,830	133,740	22,487	9,773		13,020		432,248
2007	245,558	8,830	134,371	17,723	10,876		13,020		430,378
2008 (平成20)	255,694	8,830	134,626	17,723	13,861				430,734
2009	255,694	8,830	135,377	17,723	14,461				432,085
2010	255,694	8,830	133,141	17,593	14,646				429,904
2011	255,694	8,830	125,387	17,593	16,606				424,110
2012	255,744	8,830	125,437	17,593	16,606		16,845		441,055
2013	255,794	8,830	126,893	17,593	16,526				425,636
2014	262,972	9,083	130,419	18,096	19,970				440,540

※この表は当初予算を根拠に作成してあります。ただし、一部の年度には9月補正予算も含まれます。

予算の経費割合を開館から5年ごとに比較した円グラフ



神奈川近代文学館を支援（サポート）する会（2000.4～2014.3）

神奈川近代文学館を支援する会事業

2000（平成12）年から、県内の企業経営者の方を中心に法人によるメセナ活動を目的とした「神奈川近代文学館を支援（サポート）する経営者の会（のちに「神奈川近代文学館を支援（サポート）する会」と改称）」が結成されました。財団に対する資金面、広報面での支援を主な目的に、財団の公益事業の一環である文字・活字文化振興事業や教育普及活動などへの協力をいただいています。

年度	会員数	口数	主要支援活動内容
2000（平成12）	78名		「神奈川近代文学館を支援（サポート）する経営者の会」が結成される。5/13（土）に第1回総会が開催され、会長に篠崎孝子、幹事に板倉敬子、岩宮陽子、近澤弘明、鈴木智恵子、林兼正、田沼智明の各氏が選出される。（会場 展示館2階中会議室／出席：会員27名、理事・評議員20名）
2001（平成13）	87名		5/26（土）総会・懇親会（会場 珠江飯店／出席：会員13名、理事・評議員17名）
2002（平成14）	101名		5/25（土）総会・懇親会（会場 同發新館／出席：会員12名、理事・評議員8名）
2003（平成15）	107名		6/6（金）幹事会（会場 文学館特別会議室／出席：幹事2名）、同日 総会・懇親会（会場 山手十番館／出席：会員10名、理事・評議員9名）
2004（平成16）	103名	107口	6/4（金）幹事会（会場 文学館特別会議室／出席：幹事4名）、同日 総会・懇親会（会場 萬珍樓／出席：会員19名、理事・評議員12名）
2005（平成17）	102名	115口	5/14（土）総会・懇親会（会場 ポートヒル横浜／出席：会員10名、理事・評議員17名）
2006（平成18）	108名	119口	「神奈川近代文学館を支援（サポート）する会」と改称。5/20（土）総会・懇親会（会場 崎陽軒本店／出席：会員9名、理事・評議員13名）
2007（平成19）	115名	131口	5/19（土）総会・懇親会（会場 珠江飯店／出席：会員6名、理事・評議員10名）
2008（平成20）	118名	135口	6/14（土）総会・懇親会兼企画展「台湾文学館の魅力ーその多彩な世界」展レセプション（会場 ポートヒル横浜／出席：会員8名、理事・評議員11名、台湾文学館関係者33名）
2009（平成21）	119名	140口	6/13（土）総会・懇親会（会場 文学館本館2階特別会議室／出席：会員8名、理事・評議員含む文学館関係者27名）
2010（平成22）	116名	134口	
2011（平成23）	110名	130口	公益法人移行に伴い、支援する会会費を寄付金として税額控除するための認定を得る。12/23（金・祝）懇親会（兼総会）（会場 文学館本館2階特別会議室／出席：会員及び文学館懇話会会員28名）
2012（平成24）	109名	132口	12/25（火）懇親会（兼総会）（会場 文学館本館2階特別会議室／出席：会員及び文学館懇話会会員41名）
2013（平成25）	111名	132口	12/23（月・祝）懇親会（兼総会）（会場 文学館本館2階特別会議室／出席：会員及び文学館懇話会会員37名）

「神奈川近代文学館を支援する会」要綱

神奈川近代文学館の活動を積極的にサポートし、会員と文学者との親睦を深め、文化の香り豊かな神奈川の創造に寄与します。

- 入会の対象 この趣旨に賛同し、神奈川近代文学館の活動を支援していただける法人、団体、事業主または個人の方々。
- 活動内容
 - 様々な媒体による文学館の広報
 - ①店舗、学校などでのチラシ、パンフレットの配布
 - ②店舗、商店街、学校などへの特別展ポスターの掲示
 - ③包装紙などに例えば「文学館サポーター」のロゴの印刷
 - ④近隣へのチラシ等の配布
 - 文学館の事業への支援
 - ①特別展への協賛
 - ②講演会・朗読会等への支援
 - ③文学館新規事業への支援
 - 会員と文学者の交流
 - 年1回の総会・懇親会の開催（理事や評議員など文学者との交流を図る）
 - 文学者からの協力
 - ①参加企業が従業員研修などをする際の講師の紹介
 - ②社内報などへの執筆協力
- 特典
 - ・文学館の展示会場に会員名簿パネルを常時掲示
 - ・機関紙「神奈川近代文学館」に年1回会員名簿を掲載
 - ・年2回の特別展図録に会員名簿を添付
 - ・文学館のホームページに会員名簿を掲載
 - ・文学館が開催する展示会の招待（会員証の提示）
 - ・文学館が開催する特別展の図録を進呈（1部）
 - ・機関紙「神奈川近代文学館」（年4回発行）を進呈
 - ・文学講座、文芸朗読会、館刊行物の料金の割引
 - ・特別展内覧の招待
 - ・文学館のバックヤード見学（要事前予約）
 - ・公益財団法人への寄付による税額控除
- 会長及び幹事 会に会長1名、幹事若干名を置く。任期は2年とし再選を妨げない
- 総会の開催 年度毎に総会を開催し、事業報告及び事業計画について審議する
- 年会費 1口1万円（1口につき会員証1枚を発行）
- 入会方法

年会費を下記口座（郵便振替または銀行振込）へお振り込み下さい。

金額： 1口1万円

郵便振替： 00230-9-27919 （公財）神奈川文学振興会
（通信欄に代表者ごと担当者のお名前をご記入下さい。）

銀行振込先：三菱東京UFJ銀行横浜中央支店 普通 1118000（公財）神奈川文学振興会
- 会費収益の運用

会費収益は、振興会の実施する事業活動等の公益目的事業に充当し、運用するものとする。ただし、収益事業のうち50%を限度として振興会管理費に充当することができる。

理事会・評議員会

理事会・評議員会等の開催

年度	開催日	会議名	回数	重要決議事項等
1982	4月24日(土)	理事会	第1回	故尾崎一雄常務理事を名誉館長に推挙/評議員選出
	6月26日(土)	評議員会	第1回	
1983	12月22日(水)	理事会	第2回	事務局を文学館施設へ移転
	1月22日(土)	評議員会	第2回	
	5月21日(土)	理事会	第3回	
	12月24日(土)	評議員会	第4回	
	12月26日(月)	理事会	第4回	
1984	3月26日(月)	理事会	第5回	事務局を文学館施設へ移転
	5月30日(水)	評議員会	第5回	
	6月2日(土)	理事会	第6回	
	12月22日(土)	理事会	第7回	
1985	3月27日(水)	理事会	第8回	友の会制度の発足
	6月1日(土)	評議員会	第6回	
	6月1日(土)	理事会	第9回	
	12月26日(木)	評議員会	第7回	
1986	5月31日(土)	理事会	第10回	友の会制度の発足
	12月26日(金)	評議員会	第9回	
1987	5月23日(土)	理事会	第11回	友の会制度の発足
	12月26日(土)	評議員会	第10回	
	12月26日(土)	理事会	第13回	
1988	3月26日(土)	理事会	第11回	夏目漱石資料購入
	5月14日(土)	評議員会	第12回	
	12月23日(土)	理事会	第14回	
	12月23日(土)	評議員会	第13回	
1989	5月20日(土)	理事会	第15回	夏目漱石資料購入
	12月26日(火)	評議員会	第14回	
1990	5月19日(土)	理事会	第16回	夏目漱石資料購入
	12月26日(水)	評議員会	第15回	
	12月26日(水)	理事会	第17回	
1991	3月23日(土)	理事会	第18回	増築工事
	5月18日(土)	評議員会	第16回	
	12月26日(木)	理事会	第19回	
1992	5月30日(土)	評議員会	第20回	増築工事
	12月25日(金)	理事会	第21回	
1993	2月20日(土)	理事会	第22回	(臨時)中野孝次理事長を選出
	5月29日(土)	評議員会	第20回	
	5月30日(土)	理事会	第22回	
1994	12月21日(火)	評議員会	第21回	増築工事
	3月19日(土)	理事会	第23回	
	5月14日(土)	評議員会	第22回	
	12月22日(土)	理事会	第24回	
1995	5月19日(金)	評議員会	第23回	増築工事
	12月23日(土)	理事会	第25回	
1996	5月18日(土)	評議員会	第24回	増築工事
	12月21日(土)	理事会	第26回	
1997	3月15日(土)	評議員会	第25回	増築工事
	6月7日(土)	理事会	第27回	
	12月23日(火)	評議員会	第28回	

年度	開催日	会議名	回数	重要決議事項等
1998	3月18日(水)	理事会	第40回	持ち回り文書決議による理事会
	5月16日(土)	評議員会	第33回	
	5月16日(土)	理事会	第41回	
1999	12月22日(火)	評議員会	第34回	広津基金を創設
	5月15日(土)	理事会	第42回	
	5月15日(土)	評議員会	第35回	
	12月21日(火)	理事会	第43回	
	12月21日(火)	評議員会	第36回	
2000	3月18日(土)	理事会	第37回	広津基金を創設
	5月13日(土)	評議員会	第44回	
	5月13日(土)	理事会	第46回	
2001	3月24日(土)	評議員会	第45回	広津基金を創設
	5月26日(土)	理事会	第47回	
	5月26日(土)	評議員会	第39回	
2002	3月30日(土)	理事会	第48回	広津基金を創設
	5月25日(土)	評議員会	第40回	
2003	3月30日(土)	理事会	第49回	広津基金を創設
	5月25日(土)	評議員会	第41回	
	5月25日(土)	理事会	第50回	
2004	3月22日(土)	評議員会	第42回	広津基金を創設
	5月31日(土)	理事会	第51回	
	5月31日(土)	評議員会	第43回	
2005	3月20日(土)	理事会	第52回	広津基金を創設
	5月30日(日)	評議員会	第44回	
	5月30日(日)	理事会	第53回	
	9月25日(土)	評議員会	第45回	
	12月3日(金)	理事会	第54回	
2006	3月26日(土)	理事懇談会	第46回	広津基金を創設
	3月26日(土)	理事会	第55回	
	5月14日(土)	評議員会	第47回	
	12月28日(水)	理事会	第48回	
2007	3月25日(土)	理事懇談会	第56回	紀田順一郎理事長を選出/指定管理者制度へ移行
	5月20日(土)	理事会	第49回	
	5月20日(土)	評議員会	第50回	
2008	3月24日(土)	理事会	第51回	紀田順一郎理事長を選出/指定管理者制度へ移行
	5月19日(土)	評議員会	第52回	
	5月19日(土)	理事会	第60回	
2009	6月1日(金)	理事懇談会	第53回	紀田順一郎理事長を選出/指定管理者制度へ移行
	3月22日(土)	理事会	第61回	
	3月22日(土)	評議員会	第54回	
2010	5月17日(土)	理事会	第62回	紀田順一郎理事長を選出/指定管理者制度へ移行
	3月21日(土)	評議員会	第55回	
	3月21日(土)	理事会	第63回	
2011	5月23日(土)	理事懇談会	第56回	紀田順一郎理事長を選出/指定管理者制度へ移行
	9月27日(日)	理事会	第64回	
	9月27日(日)	評議員会	第57回	
2012	3月20日(土)	理事懇談会	第58回	新法人移行後最初の評議員選定委員会
	6月11日(土)	理事会	第65回	
	6月11日(土)	評議員会	第59回	
2013	3月26日(土)	理事懇談会	第60回	新法人移行後最初の評議員選定委員会
	6月11日(土)	理事会	第66回	
	6月11日(土)	評議員会	第67回	
2014	3月26日(土)	理事懇談会	第68回	新法人移行後最初の評議員選定委員会
	6月26日(日)	理事会	第69回	
	6月26日(日)	評議員会	第60回	